

ふたみ記念館展示ギャラリー利用案内

～ご利用の前に、必ずよくお読みください～



〒259-0124 神奈川県中郡二宮町山西 1953-1 TEL/FAX 0463-70-3210

http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/futami_museum/index.html

■使用申請について

◇使用料の支払いについて

使用料は、1日600円です。(町内外問わず)

利用者(以下、主催者)は、教育委員会が指定した期日までに、納入通知書にて金融機関でお支払いください。

◇使用時間について

ギャラリーの使用時間は、午前10時～午後4時までです(搬入・搬出時間を含む)。

また、連続使用は休館日を除く12日間まで可能です。

◇使用申請方法

使用日の属する月の4ヶ月前の初日^{※1}から使用日の5日前までに、生涯学習課(生涯学習センターラディアン)にて申請してください。(例:使用日が4月22日の場合は、12月1日から4月17日まで)

なお、電話等で申請することはできません(空き状況は確認できます)。

※1 初日(1日)が休館日の場合は、翌日から受け付けます。

※2 申請は先着順でお受けします。申請開始日の午前9時に申請された方で、使用日が重複する場合は、申請者同士の協議または抽選によって決定します。

◇使用の取消・変更について

使用の取消・変更については、必ず、申請した使用日の2日前まで^{※1}に取消・変更申請書の提出をお願いします。申請されずに使用の取消及び変更をした場合は、返金できません。

※1 使用日の2日前が休館日の場合は、休館日の前日までに申請をしてください。

(例:使用日4月22日 2日前の4月20日が休館日 → 前日の4月19日までに申請)

■利用基準

◇美術及び芸術作品の展示利用であること

◇館の維持管理に支障がなく、常設展示室の観覧者の良好な鑑賞を妨げない展示であること

以下の場合、使用を許可いたしませんので、ご注意ください

- ①公益を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき
- ②施設等を損傷するおそれがあるとき
- ③集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認められるとき
- ④管理上支障があると認められるとき
- ⑤営利を目的とする事業を行うものと認められるとき
- ⑥上記のほか、その使用が不相当と認められるとき

また、次の場合には展示ギャラリーの使用が制限されることから、使用の許可を取消または使用の中止、若しくは変更をしていただくこととなりますので、ご承知おきください。

◇施設側のやむを得ない事情の場合(災害等、二宮町において緊急の必要を生じた場合)

■利用上の注意事項

- ◇使用許可時間内に後片付けを終了し、職員の点検を受けてください。
- ◇所定の場所以外では飲食・喫煙をしないよう徹底してください。
- ◇ゴミはすべてお持ち帰りください。
- ◇催し物に関する問い合わせ先は、ふたみ記念館ではなく主催者の連絡先にしてください。
- ◇入場料の徴収、物品の販売、広告、宣伝その他これに類する行為を行うことはできません。
- ◇使用許可書を職員に提示してから使用してください。
- ◇利用期間中、使用責任者は必ず館内に常駐してください。盗難事故等についての責任は、二宮町では一切負いません。
- ◇展示以外にコンサート・式典・イベント等を行ったり、音楽や大きな音を出さないでください。
- ◇利用期間中は、展示ギャラリーの主催者用駐車場として1台まで駐車することができます。使用する場合、駐車許可書を交付しますので、見えるように掲示してください。
- ◇館内や駐車場内でのトラブル・事故等を発見した際は、速やかに職員までお知らせください。

■搬入・搬出について

- ◇搬入・搬出作業は、利用される皆様で行ってください。
- ◇搬入は午前10時から行うことができます。
- ◇搬出は午後4時までの間に行ってください。
- ◇常設展示室の観覧者の鑑賞の妨げにならないよう配慮をお願いします。
- ◇搬入・搬出に台車が必要な場合は主催者でご用意をお願いします。
- ◇作品やお荷物を館でお預かりすることはできません。
- ◇搬出後は、必ず清掃をお願いします。

■備品の使用について

- ◇貸出備品（無料）の使用を希望する場合は、ご使用の際にお申し出ください。

《貸出備品一覧》

備品名	数量	備品名	数量
吊り下げワイヤー(細)150cm	40本	パイプ椅子	2脚
展示パネル(縦110cm×横165cm)	1枚	脚立	1脚
長テーブル(縦45cm×横90cm)	2台	清掃用具	1式

※ギャラリー内の壁に作品を展示する際は、テープ類(ガムテープ、両面テープ等)のご使用はできません。

※貸出備品を破損または損傷させた場合には、備品と同等金額を賠償いただきます。

- ◇案内板展示ケースの使用について

町道に面する①案内板展示ケースおよび②展示ギャラリー案内板は、展示ギャラリー使用期間中、催し案内のポスター等の掲示にご利用いただけます。

ご利用を希望する場合は、申請書提出の際、職員にお申し出ください。

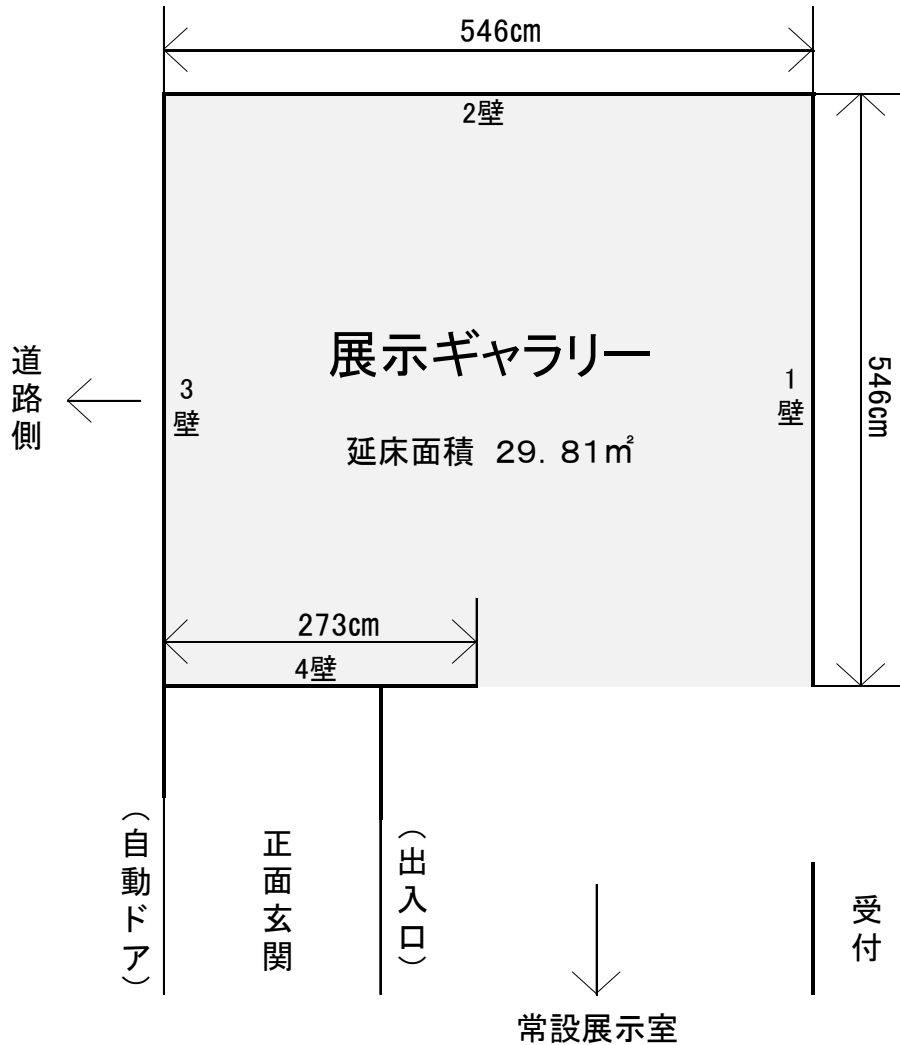
◀展示可能面積▶

①案内板展示ケース：縦 59.4 cm × 横 42 cm (A2サイズ)

②展示ギャラリー案内板：縦 88 cm × 横 20.5 cm

※①②以外、館内や自動ドアにポスター等の張り紙をすることはできません。

■展示ギャラリー平面図



◇展示ギャラリーの高さ：270 cm (床からワイヤー用レールまで)

◇展示ギャラリーの入口：高さ 270 cm × 幅 273 cm

◇正面玄関自動ドア：高さ 220 cm × 幅 110 cm

◇2壁については、画鋲やピン等を使用することはできません。

■広報にのみやについて

◇広報にのみやの中の「ふたみ記念館の催し」部分に情報を掲載することができます。

◇掲載を希望する場合は、使用日の属する月の前々月の5日までに使用申請をしてください。

※町の情報が優先となるため、状況によっては、掲載することができない可能性があります。